

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療
広域連合所在/〒263-0016
千葉県稲毛区天台6-4-3
国保会館内

編集/総務課

電話 043-216-5011
FAX 043-206-0085

E-mail info@kouiki-chiba.jp

URL
https://www.kouiki-chiba.jp/

ちば広域連合だより

第32号

千葉県人口6,272,900人(令和4年1月1日現在) 被保険者数873,534人(令和4年1月31日現在)
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

高額介護合算療養費の申請書を発送します

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

高額介護合算療養費制度とは、1年間(令和2年8月1日～令和3年7月31日)の医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額を合計した金額が、下記の自己負担限度額(年額)を超えた場合に、申請により限度額を超えた分が各保険者から支給されるものです。

●自己負担限度額(年額)

負担割合	所得区分	後期高齢者医療分と 介護保険分を 合算した限度額	
3割	現役並み所得者Ⅲ	212万円	
	現役並み所得者Ⅱ	141万円	
	現役並み所得者Ⅰ	67万円	
1割	一般	56万円	
	市町村民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

支給対象となる可能性が高いかたには、4月頃に広域連合から申請書を発送する予定です。

以下の場合には支給申請の案内が届かないことがあります。

- 対象期間に千葉県外から転入した
- 他の健康保険から後期高齢者医療制度に加入した

お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。

※高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額は含みません。

※限度額を超える額が500円以下の場合、支給されません。

※区分Ⅱに該当し、世帯内に介護保険の受給者が複数いる場合は、限度額が異なる場合があります。

マイナンバーカード交付申請書送付のご案内

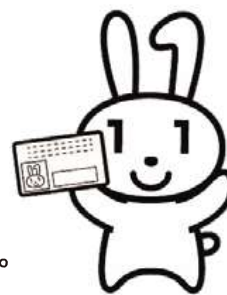
令和3年10月31日時点で、マイナンバーカードをお持ちでない75歳以上のかたに対し、マイナンバーカード交付申請書等をお送りします。

現在、マイナンバーカードをお持ちのかたや、すでに申請しているかたは、改めて申請していただく必要はありません。

今回お送りする「交付申請書」を使うと、簡単にマイナンバーカード交付の申請ができます。ぜひ、この機会をご利用ください。

★マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前の申し込みが必要です。

★マイナンバーカードの健康保険証利用は、医療機関等により開始時期が異なります。



マイナンバーカードに関するお問い合わせ窓口

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

音声ガイダンスに従って、マイナンバーカードの交付申請について、健康保険証利用の申し込みについて、の順にお進みください。

交付申請書送付に
関するお問い合わせ千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター
0570-080280
受付時間
平日 8:30~17:15